

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和6年1月31日

徳島市監査委員	尾田正則
同	藤原晃
同	須見矩明
同	井上武

財政援助団体等監査結果報告書

第1 監査の対象

- | | |
|----------|---|
| 1 監査対象団体 | 特定非営利活動法人 新町川を守る会（公の施設の指定管理者） |
| 2 所管部課 | 市民文化部 市民協働課 |
| 3 対象期間等 | 令和5年4月1日から令和5年10月31日までに執行した公の施設の指定管理に係る出納その他の事務 |
| 4 指定管理 | |
| ア 施設名 | 徳島市まちづくり協働プラザ |
| イ 指定期間 | 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで |
| ウ 指定管理料 | 令和5年度 12,933,000円 |

第2 監査の実施期間

令和5年11月15日から令和6年1月26日まで

第3 監査の方法

公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

監査を実施するに当たっては、徳島市監査基準に準拠し、あらかじめ様式を定めて必要な資料の提出を求めるとともに、関係職員から事務事業の概況について説明を受け、関係諸帳簿及び書類等に基づき、照合その他通常実施すべき監査手続で、原則として試査により実施した。

第4 監査の結果

特定非営利活動法人新町川を守る会の公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行は、おおむね適正に処理されており、特に指摘すべき事項は認められなかった。